

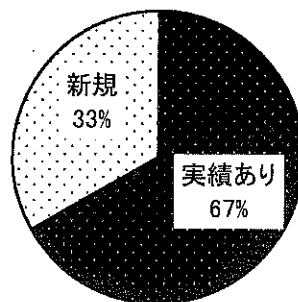
令和2年度 教育委員会事業後援概要

令和3年5月27日
第10回教育委員会資料
教育部生涯学習推進センター

1. 概要

対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
申請件数	60件

後援実績



2. 申請事業の後援実績の有無

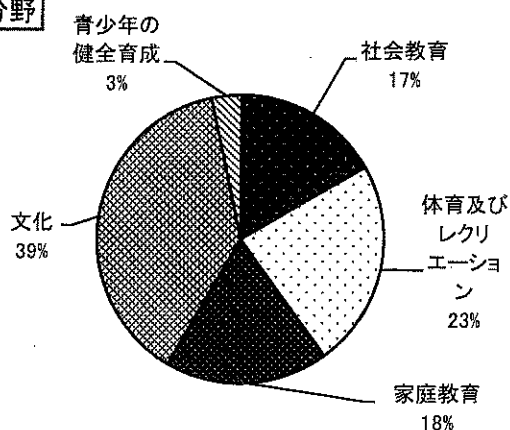
実績あり	40件
新規(※)	20件

※過去5年以内に後援実績のないものを含む

3. 申請事業の承認の可否

承認	58件
不承認	2件

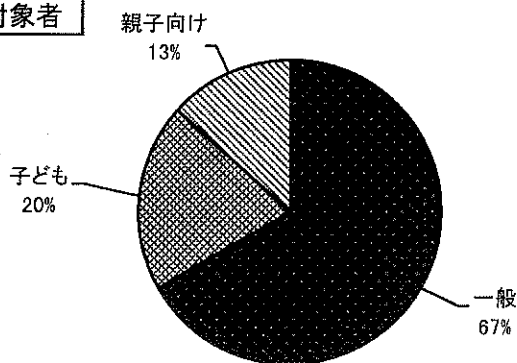
事業分野



4. 申請事業の事業分野

社会教育	10件
体育及びレクリエーション	14件
家庭教育	11件
学校教育	0件
学術	0件
文化	23件
青少年の健全育成	2件

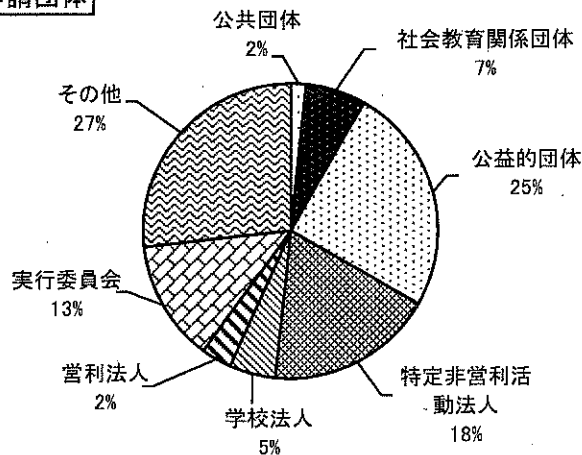
対象者



5. 申請事業の対象者

一般	40件
一般(高齢者向け)	0件
一般(障害者向け)	0件
一般(教育関係者向け)	0件
一般(育成者向け)	0件
子ども	12件
子ども(親子向け)	8件

申請団体

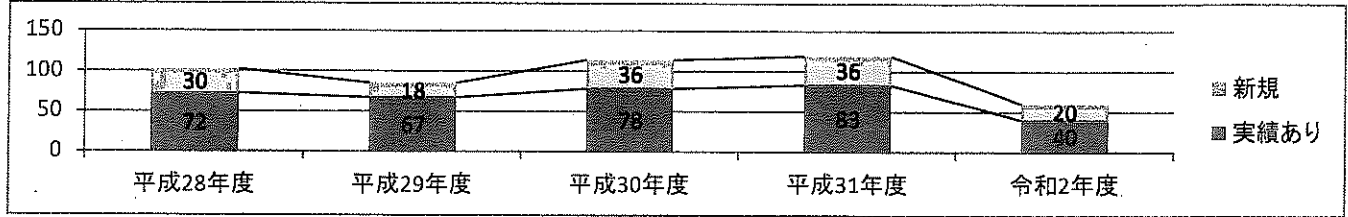


6. 申請団体種別

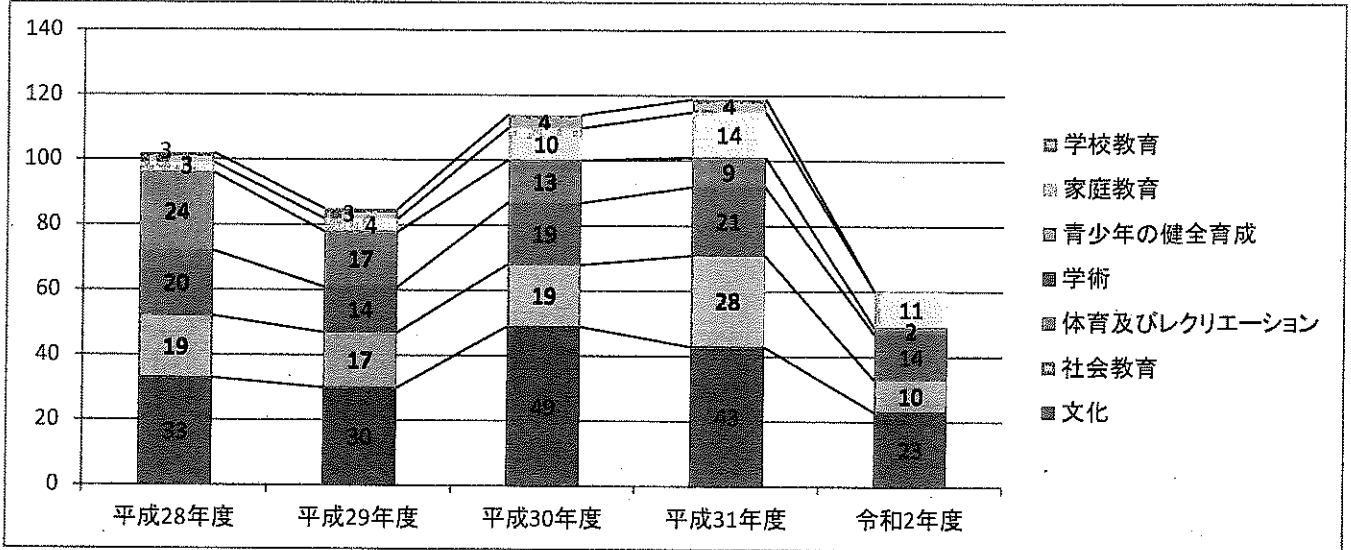
国	0件
公共団体	1件
社会教育関係団体	4件
福祉団体	0件
公益的団体	15件
特定非営利活動法人	11件
学校法人	3件
営利法人	2件
実行委員会	8件
その他	16件

<参考資料> 過去5年間の傾向

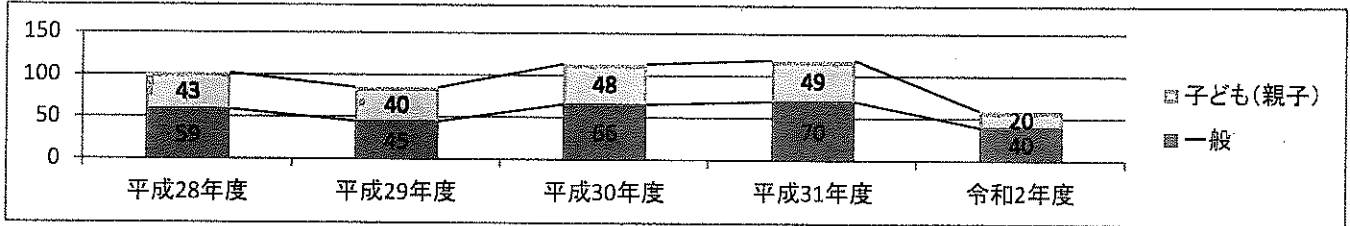
1. 後援申請数と後援実績の有無



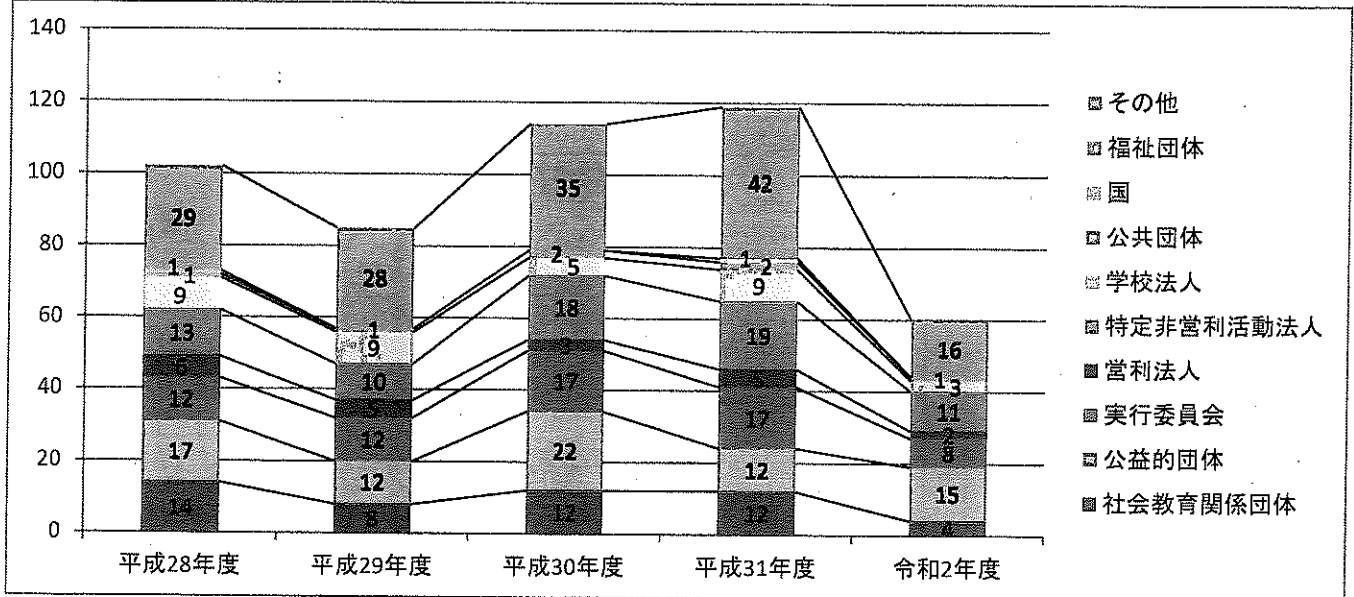
2. 事業分野



3. 対象者



4. 申請団体種別



(別添) 令和2年度 教育委員会事業後援 新規承認 19件

団体名	種別	事業名	分野	対象
(公財)立川市地域文化振興財団	公益的団体	Music Program TOKYO Music Education Program「オペラをつくろう！」	文化	子ども
東京立川こぶしロータリークラブ	その他	『YOUNG VOICES ON THE AIR』～子供たちの声をラジオに～	青少年の健全育成	子ども
NPO法人 neogalaxy	特定非営利活動法人	謎解きウォーキング「アルクエスト」	体育及びレクリエーション	子ども(親子向け)
(公財)全日本きものコンサルタント協会	公益的団体	2021 日本心と美の祭典 全日本きもの装いコンテスト・きものフェスティバル関東大会	文化	一般
東京立川こぶしロータリークラブ	その他	創立35周年記念事業「世界への応援ソング」歌詞募集と作曲	文化	一般
(特非)たちかわ多文化共生センター	特定非営利活動法人	多文化共生のひろば	社会教育	一般
(公財)日本相撲連盟	公益的団体	立川立飛「元日相撲」	体育及びレクリエーション	子ども
立川市吹奏楽交流会	社会教育関係団体	～大好きなまち立川～ たちかわ吹奏楽フェスタ	文化	一般
特定非営利活動法人 劇団新制作座	特定非営利活動法人	演劇「泥かぶら」	文化	子ども
(一財)リーダー育成推進協会	その他	「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座	家庭教育	一般
株式会社毎日新聞社	営利法人	第70期王将戦七番勝負 第4局	文化	一般
日本ボーイスカウト東京連盟立川第10団	社会教育関係団体	文部科学省委託事業「ボーイスカウトとあそぼう わくわく自然体験遊び」	体育及びレクリエーション	子ども(親子向け)
(公社)日本学生陸上競技連合	公益的団体	第24回日本学生ハーフマラソン選手権大会 兼 第24回日本学生女子ハーフマラソン選手権大会 兼 第31回ユニバーシアード競技大会(2021/成都)日本代表選手選考競技会	体育及びレクリエーション	一般
和太鼓千代組	その他	3.11 あの日から産まれたもの～想いを風化させない～	文化	一般
(一社)日本パラ陸上競技連盟	その他	Challenge Tokyo Para 42.195km in立川	体育及びレクリエーション	一般
NPO法人Meets Vision	特定非営利活動法人	お家でできる楽しい学び体験 やってみよ	社会教育	子ども
(一社)FROM PROJECT	その他	ふるふる多摩	社会教育	子ども
くにたち市民オーケストラ	その他	くにたち市民オーケストラ 第43回 ファミリーコンサート	文化	一般
キラリっ子ファミリーカフェ	その他	ライト・イット・アップ・ブルーin立川	家庭教育	一般

立川市教育委員会事業後援規程

(目的)

第1条 この規程は、立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が各種事業を後援する基準及び手続について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において事業後援とは、市又は委員会以外の団体等（以下「団体等」という。）が主催する各種事業の趣旨に賛同し、委員会の名義の使用を認めることをいう。

(基準)

第3条 事業後援する事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。

(1) 次の一に掲げるものの向上に寄与するもの。ただし、政治活動又は宗教活動と認められるものを除く。

ア 社会教育（体育及びレクリエーションを含む。）、家庭教育又は学校教育

イ 学術又は文化

ウ 青少年の健全育成

(2) 国、公共団体、社会教育関係団体、福祉団体、公益的団体その他これらに類する団体等が実施するもの又はこれら以外の団体等が実施するもので特に必要があると認められるもの。

(3) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴しないもの。ただし、当該事業の運営に係る経費のみに充てるもの及び特に必要があると認められるものを除く。

(4) 市内若しくは近隣で実施するもの又はこれら以外で実施するものであって特に必要があると認められるもの

(5) 開催会場、内容等について十分な安全対策が講じられているもの

(6) その他委員会が特に必要と認めたもの

(承認の申請)

第4条 事業を行う団体等が事業後援を受けようとするときは、事業開始の日の30日前までに教育委員会事業後援申請書（第1号様式）により申請させるものとする。

(承認の決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、可否を決定し、教育委員会事業後援承認決定通知書（第2号様式）により当該申請した団体等に通知するものとする。

2 前項の規定により事業後援を決定する場合において必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業後援は、申請のあった事業についてのみ承認すること。

(2) 承認した事業について、委員会は、事務分担及び経費負担を一切しないものとする。

(3) 承認した事業及びこれに付随する行為から生じた損害の賠償責任について、委員会は、一切負わないものとする。

(4) その他委員会が必要と認めた条件

(承認の取消し等)

第6条 前条第1項の規定により承認した団体等（以下「承認団体」という。）が次の各号の一に該当した場合においては、当該承認を取り消し、又は新たな申請に係る事業後援をしないものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業後援の承認を受けたとき。
- (2) 承認を辞退したとき。
- (3) 第3条の規定による承認の基準に違反したとき。
- (4) 承認された事業を他人に譲渡又は貸与したとき。
- (5) 前条第2項各号に掲げる条件に違反したとき。
- (6) その他事業後援にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(実績報告)

第7条 承認団体が事業を終了したときは、速やかに教育委員会事業後援実績報告書（第3号様式）により報告させるものとする。

附 則

この規程は、昭和50年8月21日から施行する。

附 則（昭和62年5月25日教育委員会訓令甲第6号）

この規程は、昭和62年5月25日から施行する。

附 則（平成17年3月30日教育委員会訓令甲第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第8条関係）

附 則

この教育委員会訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。